

諮問日：平成30年10月5日（平成30年度（最情）諮問第47号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（最情）答申第79号）

件名：特定の文書について廃棄する伺いの文書の不開示判断（不存在）に関する
件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の文書について廃棄する伺いの司法行政文書の開示の申出（以下「本件開示申出」という。）に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出に係る文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年7月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所で作成されている司法行政文書は、何に基づいて廃棄しているのか。保存年限も含めて明確でない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の整理を行う必要がなく（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の1）、当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003546号

秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の1の(5)ものとされている。

本件開示申出に係る特定の文書については、探索の結果、短期保有文書として保有されていたが、当該文書に代わる別の文書が新たに作成されて保有する必要がなくなったため、廃棄されたことが判明した。この廃棄手続は上記の規定に従ったものであり、廃棄伺いの文書を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 審議
- ④ 平成31年2月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出に係る特定の文書については、短期保有文書として保有されていたが、当該文書に代わる別の文書が新たに作成されたことにより保有する必要がなくなったため、廃棄されたものであり、廃棄伺いの文書は作成し、又は取得していないとのことであり、このことは当委員会庶務を通じて確認された。管理通達等の規定に照らして、短期保有文書を廃棄する際に廃棄伺いの文書を作成する必要はないと解されることからすれば、上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出に係る文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出に係る文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出に係る文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人